

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）の概要

成立：令和7年5月28日 施行：令和7年6月4日（一部の規定を除く）

法律の必要性

日本のAI開発・活用は遅れている。

多くの国民がAIに対して不安。

イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、既存の刑法や個別の業法等に加え、新たな法律が必要。

法律の概要

目的

国民生活の向上、国民経済の発展

基本理念

経済社会及び**安全保障上重要** → 研究開発力の保持、**国際競争力**の向上
基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進
適正な研究開発・活用のため**透明性**の確保等 **国際協力**において**主導的役割**

AI戦略本部

本部長：内閣総理大臣 構成員：全ての国務大臣
関係行政機関等に対して必要な協力を求める

AI基本計画

研究開発・活用の推進のために**政府が実施すべき施策の基本的な方針等**

基本的施策

研究開発の推進、**施設等の整備・共用**の促進 **人材確保、教育振興**
国際的な規範策定への参画 **適正性**のための**国際規範に即した指針**の整備
情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討、調査
事業者等への指導・助言・情報提供

責務

国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務、関係者間の連携強化
事業者は国等の施策に協力しなければならない

附則

見直し規定（必要な場合は所要の措置）

世界のモデルとなる法制度を構築

国際指針に則り、イノベーション促進とリスク対応を両立。最もAIを開発・活用しやすい国へ。